【参考】三重県鈴鹿山麓研究学園センター条例 (抜粋) 別表(第三条、第七条関係)

区分			使用料(円)		
			午前九時か ら正午まで	午後一時か ら午後五時ま で	午後六時か ら午後九時ま で
きららホール	の額が千円以下の	営利又は宣伝を目 的とする催物の場 合	九、〇〇〇	-o,,100	-o,/\oo
	場合	その他の場合	六、000	七、二00	七、二00
	入場料の額が千一 円以上三千円以下 の場合	営利又は宣伝を目 的とする催物の場 合	-=,000	一四、四〇〇	一四、四〇〇
		その他の場合	九、000	-0、八00	-0、八00
	入場料の額が三千一円以上五千円以 下の場合		一五、〇〇〇	一八、000	一八、000
	入場料の額が五千一円以上の場合		一八、〇〇〇	ニー、六〇〇	ニー、六〇〇
特別会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		六、000	七、二00	七、二00
	その他の場合		Ξ,000	三、六〇〇	三、六〇〇
研修室1	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		t,000	八、四〇〇	八、四〇〇
	その他の場合		三、五〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
研修室2	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		四、〇〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇
	その他の場合		=,000	二、四〇〇	二、四〇〇
AV研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		=,000	二、四〇〇	二、四〇〇
	その他の場合		-,000	-,=00	-,=00
アトリウム(貸切使用)	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		六、000	七、二00	七、二00
	その他の場合		Ξ,000	三、六〇〇	三、六〇〇
交流サロン	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		六、000	七、二00	七、二00
(貸切使用)	その他の場合		Ξ,000	三、六〇〇	三、六〇〇

- 備考 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人 当たりの最高額をいう。
 - 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の使用料の額は、それぞれ単位となっている使用時間の使用料の額を合算した額とする。

- 三 空調設備を使用する場合には、別に定める使用料を徴収する。
- 四 単位となっている使用時間を超えて使用する場合には、超過時間(一時間未満のときは、一時間とする。)一時間当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている使用時間の一時間当たりの額を徴収する。この場合において、一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。